

令和6年度答申第2号

令和6年10月23日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成31年4月26日付け松街指第1004号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年1月15日付け公文書開示請求書により、「〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市教育委員会や松戸市立学校やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる文書一切。」(以下「開示請求文書」という。)について、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- (2) 本件開示請求に対して、平成31年1月28日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年2月15日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、平成31年4月30日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第7条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。たとえば、当該紛争調停委員会の委員の経歴については、公務員等としての経歴であれば同号ただし書ウに該当し、公になっているものであれば、同号た

だし書アに該当する。また、公的な立場の者であれば、有識者としての委員になっている以上、有識者であることを裏付ける経歴部分を説明責任があるとして、同号ただし書アに該当する。

本件処分には文書の件名の記載や理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分機関の説明要旨

処分機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 文書の特定について

開示請求文書について、特定した文書は、『「松戸市中高層建築物等紛争調停委員会」委員の選任及び委嘱について』である。

イ 非開示理由について

非開示とした部分については、弁護士の生年月日、学歴、職歴は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当する。

また、これらの情報については、ホームページで公表されていないことから、公にされているものではない。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 弁護士の個人情報について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報について非開示としている。

ここで「個人に関する情報」とは、広く個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができる情報である氏名、住所、生年月日のほか、特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報である、個人の内心、身体、身分、地位等、個人に関する情報全般をいうと解する。そして、個人に関する情報全般には、個人の人格に関する情報、個人の私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人に関する評価の情報等、個人との関連性を有するすべての情報が該当する。

本件処分で非開示とされた生年月日、年齢、電話番号、メールアドレスは、まさに個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが認められることから、条例第7条2号で非開示となる個人情報に該当する。

イ 条例第3条において、「実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している趣旨に鑑みると、個人のプライバシーについて、最大限保護する必要性が認められる。しかしながら、公開されている情報については、本人が積極的に当該情報を公開する意思が認められる、あるいは、本人がその事項については情報を秘匿する権利を放棄したと認められ、公開することが妨げられないことから、条例第7条2号ただし書アにおいて非開示の対象外としている。

弁護士は、その職務の公共性から、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に事務所の所在地（電話番号、FAX番号は任意）等を登録しなければならず、日本弁護士連合会の規則により、事務所の所在地等の公開が規定されている。しかしながら、弁護士の生年月日は公開情報には規定されておらず、日本弁護士連合会のホームページ等でも、〇〇弁護士の生年月日を確認することはできなかった。したがって、〇〇弁護士の生年月日は条例第7条第2号ただし書アに該当せず、非開示とすべきである。

(2) 弁護士の経歴について

ア 弁護士の経歴についても、前述の5(1)で述べたとおり、個人情報に該当し、条例第7条第2号により非開示となる。

イ この点、審査請求人は、〇〇弁護士が公務員であった過去の経歴は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、開示すべきと主張している。

条例第7条第2号ただし書ウは、公文書には公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程や結果が記録されていることが多く、市の諸活動を説明する責務を全うするという観点から、例外的に行為の主体たる公務員の個人情報の開示を認めたものである。とすると、公務員という一事をもって公開が認められるものではなく、職務遂行活動として記載されているかどうか、文書の内容に照らして判断する必要がある。本件において、〇〇弁護士が過去に公務員であった事実は単なる身分上の情報であり、職務遂行情報には該当しないことから、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、非開示となる。

したがって、本件処分における弁護士の経歴については、非開示となる。

(3) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 文書の不存在について

処分庁は、特定した文書以外について対象文書は存在しない旨を説明している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取とともにインカメラ審理を行い、審査請求人が主張するその他の文書について特定した文書以外の文書の存在について確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(5) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適

用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月26日	諮問書の受理
令和 6年 5月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年 6月20日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 6年 7月25日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 6年 9月27日	第4回審査会（審議）
令和 6年10月23日	第5回審査会（審議）